

## 第32回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和8年2月24日（火） 午前10時30分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 贈与税の納税猶予に係る証明について

日程第 7 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第 8 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 9 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上7名

### 農地利用最適化推進委員

南部地区担当 佐藤 桂

西部地区担当 宮林 和徳 以上2名

### 5 欠席委員 農業委員

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦 以上2名

### 6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

同 総括主査 佐藤 泰生

同 主任主査 細川 直樹

同 同 大村 和臣

開会時刻 令和8年2月24日（火） 午前10時30分

佐々木事務局長 只今より第32回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。  
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が7名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては7番勝田徹委員と8番太田豊委員を指名します。  
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第32回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和8年1月27日から令和8年2月24日までの分の報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第31回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積

等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は5ページから16ページまでをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、地域の担い手である当事者間で調整し、農地の集約化を図るため農業公社の事業を活用して互いの農地を売買する案件です。

整理番号3番は、昨年2月の第20回総会で審議のうえ農地法第3条許可で所有権を取得した農地について、今般、同一世帯の親族が法人を立ち上げたことに伴いその法人に利用権を設定する案件です。

またそれに関連し、整理番号7番は、以前に借り受けた農地の利用権をその法人名義に変更する案件です。

整理番号4番から6番までは、来年度に契約期間の満了を迎えることに伴い契約を更新する案件です。

整理番号8番は、当事者間の調整により地域の担い手法人に利用権を移転することとなった案件です。

整理番号9番及び10番は、農用地利用改善団体の調整により、それぞれ地域の特定農業法人から地域の担い手法人または農業者に利用権を移転することとなった案件です。

以上、本案件については、いずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、勝田徹農業委員、佐藤桂推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

なお、本案件のうち整理番号3番は第20回総会議案第2号において報告済みであり実質的に耕作者の変更は生じないため、整理番号4番から6番までは更新の案件のため、及び整理番号7番から10番までは再配分の案件のため、いずれも現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号1番及び2番の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第1号のうち整理番号1番及び2番について、令和8年2月17日に勝田農業委員及び宮林推進委員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

こちらの現地は、全て農地として活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要

とされる各要件を満たしているものと見込まれます。  
以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙  
手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第5、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決  
定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

佐藤総括主査       議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について  
を補足説明いたします。案件は1件です。議案書は18ページ及び  
19ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地転用許可制度においては2アールつまり2  
00平方メートル未満の農地を自らが利用するため農業用施設に転  
用する場合には農地転用許可等の手続は不要であるとされているこ  
とから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないもの  
と考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長                   本案件の現地調査報告を勝田委員にお願いします。

勝田委員           7番勝田です。それでは私の方から議案第2号について、現地調  
査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、栃内第二病院から西へ約350  
メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み雑  
種地、西側及び北側は農地、南側は宅地になっており、現地は農作  
業小屋が建てられていることが確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地  
性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、贈与税の納税猶予に係る証明についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

大村主任主査 議案第3号、贈与税の納税猶予に係る証明についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は21ページ及び22ページをご覧ください。

この制度の適用を受けた受贈者は3年毎に税務署から継続届出書の提出が求められ、関係法令により農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明書あるいは引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書を添付することになっております。このため農業委員会では、受贈者の願出があれば、適用を受けている農地の現況を確認し証明する必要があることとなります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番のうち大沢小谷地地内の農地では、田は水稻を作付して一部でハウスによる育苗を行い、畑は野菜を作付していますが、いずれも計画的に休耕する年もあるとのことでした。また、鶺鴒年毛地内の農地では、いずれも田として水稻を作付しているとのことでした。そして、鶺鴒下高柳地内の農地では、畑として野菜を作付しているとのことでした。

以上について調査の結果、対象の農地は全て適正に肥培管理されており問題ないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

日程第7、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第8、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第9、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書23ページからのおとりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、第32回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和8年2月24日(火) 午前10時55分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 7 番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 8 番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和8年2月24日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一